

広島市告示第237号

令和8年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた分任出納員

井口連絡所

主査	伊井	あや	主事	西本	有希
主事	葉柴	正悟	主事	福田	桃菜
主事	栗栖	杏実	主事	能宗	華
主事（シニア）	大磯	貢	主査	木元	幸
主事（シニア）	新庄	猛			

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

令和8年4月1日

4 委任期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで